

よりよい社会を創る学校と地域

コミュニティ・スクールの充実に向けて

東大和市教育委員会
令和6年 11月

「コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校」

コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことです。学校運営協議会の主な3つの役割は以下のようになっています。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものですが、学校運営協議会委員は、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。そのため、次のような効果が期待されます。



- 学校と教育目標を共有し、学校や子供たちの課題解決や教育活動の充実に向けて議論を行うことなどから、保護者や地域住民等の教育に関わる「当事者意識」を醸成する。
- 保護者や地域住民等の意思が示される場であるため、その意見や承認した内容は、校長の決断や取組を後押しし、学校運営を支えるものとなります。
- 学校・家庭・地域それぞれが果たすべき役割について協議し、連携・協働することで、学校の多様な業務の見直しを行うことなどにも資するものとなります。
など

コミュニティ・スクールを通して、子どもたちは、今後の人生において、東大和市にかかわって生きていく可能性はとても高く、この地域を支えていく大人になっていくとなったとき、

「学校を含めた地域で子どもの教育を担っていく」

という考え方で教育に取り組んでいくことが大切です。



学校運営協議会の充実に向けて

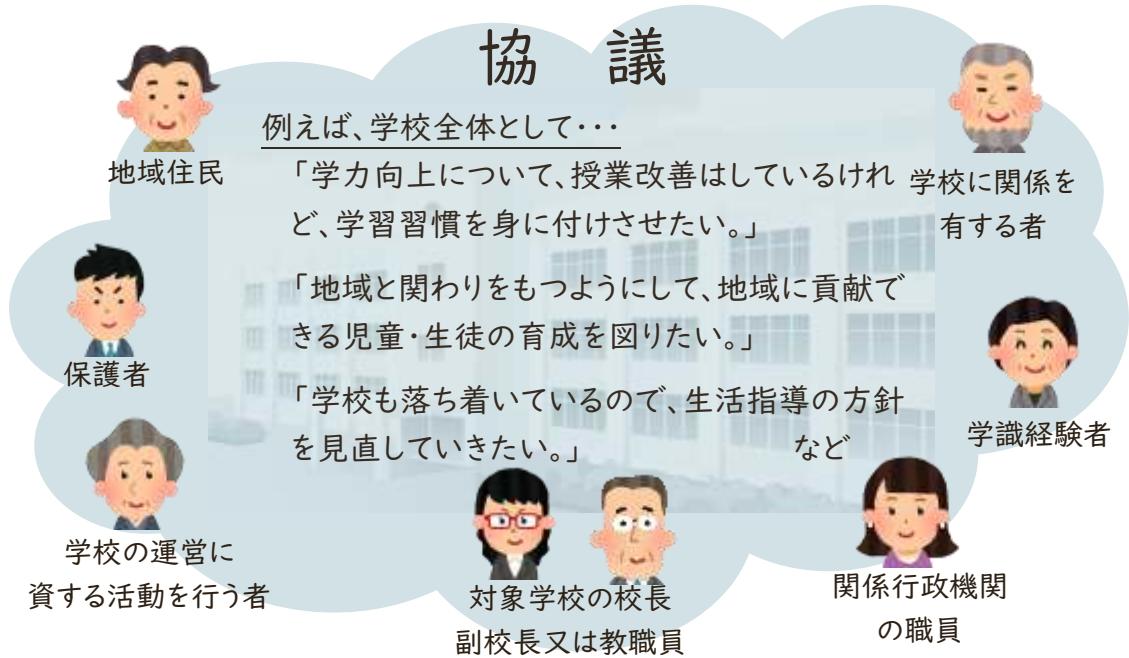
学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンをもって一体となって地域の子どもたちを育んでいくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

そこで、学校運営協議会を充実させていくためには、学校の課題を共有・協議、「協働」による取組などを充実させていくことが大切です。

学校の課題を共有・協議してみましょう

地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標やビジョンに向かうためには、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有して、具体的な学校運営に関する課題に対して、協議を重ねることが大切です。

このことにより、子どもたちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができ、学校だけ、教職員だけの対応では限界がある課題に対して、具体的な必要な支援策を学校・家庭・地域の協力関係の上で考えることができます



地域学校協働活動との連携・協働の方法を議論してみましょう

学校運営協議会で協議を行った「学校運営への必要な支援」について、その実現を図るために地域学校協働活動との連携・協働が重要です。学校運営協議会において、具体的な「学校運営への必要な支援」の方法を協議することで、活動の内容に必要な人材、資源などが明らかになっていきます。

しかし、学校運営に必要な具体的な支援の実現を図る際に、必ずしも適切な人材や資源があるとは限りません。そのため、学校運営協議会委員とアイデアを出し合い、できることから地域学校協働活動として進めていくことが大切です。

地域の歴史や自然について、詳しい人材を活用して、授業を展開したいけど、適任な人材はいないものか…

職場体験で、地域にある職場で体験させたいけど、よい事業所はないものか…



地域のお祭りやボランティアに積極的に参加させたいけど、地域で子どもたちが活躍できる活動はないものか…

登下校や授業での見守りを積極的に行うために、多くの人に参加してもらう体制をつくるにはどうしたらよいものか…

学校と地域とで協働する取組例

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る

課題：「社会に開かれた教育 課程」の実現

地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージをもつことや、教育の目標などを学校と地域が共有し、連携・協働することに課題がある。

取組：授業研究に参画、 地域住民と取り組む 教育活動の協議

子どもが地域住民と一緒になって地域の活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定した。

成果

- ・学校の現状や課題を踏まえた議論が活性化した。
- ・地域の思いに触れ、子どもが主的に地域活性化に考えるようになった。
- ・外部人材を活用して、学びの質の向上が図られた。など

持続可能な教育環境の構築を目指して

課題：学校における 働き方改革

学校業務の精選、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、改革の実効性の向上などに課題がある。

取組：業務内容の共通理解の もとで、業務の精選や簡 略化を協議

業務内容を整理して協議し、行事の精選、準備の省力化を検討した。また、保護者等からの過剰な苦情への対応についての理解を図った。

成果

- ・教育活動の目的や必要性を再認識することで、意識改革につながった。
- ・授業準備、学力向上に関わる取組を検討する時間が増加し、授業力の向上に繋がった。
- など

保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策

課題：不登校対策

不登校など、校内外において子どもが抱える問題への対応に課題がある。



取組：情報共有や連携・協働 の在り方についての協 議

子どもの様子や家庭の状況を共有（守秘義務あり）し、具体的な支援方策を協議し、地域住民による登下校の見守りや、民生委員による家庭訪問を実施した。

成果

- ・当該児童、生徒やその家庭と関わりがある委員から情報を得たことで、適切に保護者に関わり、支援策を講じることができた。
- ・学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築できた。など

地域と一体となった防災体制の構築に向けて

課題：地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題がある。



取組：自治体の担当職員等が 参画して、防災に関する 事項を協議

学校における防災教育の見直しを図るとともに、学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等を実施した。

成果

- ・児童、生徒の地域防災に関わろうとする意識の向上が図られた。
- ・教職員が防災に関する取組を再確認することができた。
- など

様々な地域学校協働活動

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、様々な取組を組み合わせて実施する活動のことです。

学校運営協議会は、「学校運営」だけでなく、「運営への必要な支援」についても協議を行います。このことからも、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図っていくことが大切です。

地域学校協働活動は、地域住民、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の協力が不可欠ですが、一方で、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域や保護者の方が協力したくてもしにくい状況があるとも考えられます。学校運営協議会委員とともに、地域住民や保護者などの協力を得て実践できる取組を検討し、

地域の実情に応じてできることからはじめていきましょう。



地域学校協働活動例

地域未来塾

曜日と時間を設定して、希望する児童・生徒を対象に、地域住民による放課後学習支援活動を実施。地域未来塾コーディネーター等が中心となった運営や、ボランティアによる支援などが考えられます。



総合的な学習の時間

地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考えたり、実行したりする学習活動など。地域社会人材活用事業を活用してお話を伺ったり、地域の企業と連携した取組を行ったりすることなどが考えられます。



授業の補助支援

教科等の内容に応じて必要な支援(人材)を検討。(例)
生活科「畑の作り方」「だんごさし」「生きもの探し」「町探検同行」「サツマイモ料理」「楽しい秋探し」「昔あそび」
家庭科「玉結び等」
音楽科「民謡・お囃子」など

地域の行事

地域イベントにおけるボランティア体験活動への参画など。学校から地域行事のボランティアを案内することが考えられます。児童・生徒は参加することで、自己有用感が育まれたり、地域社会の一員としての自覚につながったりすることが期待できます。

職場体験学習

職場体験学習を行うには、事業所との連携が大切です。体験先の事業所を紹介、体験前の事前学習での講話、企業のプログラムの活用など、職場体験学習の充実に向けた工夫が考えられます。



多様な協力活動

登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子どもたちへの本の読み聞かせ、部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムなど。学校の活動を支援する取組は多岐に渡ります。
必要な支援で、実現可能のことから取り組んでみましょう。

東大和市のコミュニティ・スクール Q & A

Q1 コミュニティ・スクールによる成果はどんなことがありますか。

全国コミュニティ・スクールのフォーラムでの発表から、次のような成果が見られたことが分かりました。

【学校で】

- ・説明責任を果たすことが必要なため、校長、教職員の意識が高まった。
- ・地域への説明責任を果たすことが必要になったことから、誰にでも分かりやすく、教職員も動きやすい学校経営方針を作成することができた。
- ・保護者や地域の方々と教職員の会話の機会が増え、学校に対する困難な要望が減少した。など

【地域で】

- ・地域行事に参加する子どもが増加し、地域の方々とのふれ合いにより、自己肯定感が高まり、地域と学校の一体感が生まれている。
- ・取組全体が見え、教育活動に地域が参加しやすい環境をつくれるようになった。
- ・学校支援ボランティアの広がり、学校の理解者、学校を誇りにする人たちの広がりが見られる。など

Q2 コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者はだれですか。

協議会は、教育目標や学校運営の基本方針を熟慮した上で、承認を行うことにより、学校運営に関与するものです。学校運営はこれまでどおり校長の権限と責任で行われます。CSにおいても学校運営の責任者はこれまでどおり、校長の権限と責任で行われます。

Q3 協議会委員の身分と与えられる義務について教えてください。

協議会委員は、一定の権限をもって学校運営に参画していただくため、非常勤の特別職の職員として、教育委員会から任命されることになります。東大和市では委員に対して、ひと月に1000円の報酬が支払われます。

委員は、協議を通じて、児童・生徒の個人情報や職員等に関する情報をその職務上知り得る可能性があることから、それらの情報については、一般の公務員と同様に委員の任期中及び終了後も秘密とする義務を負います。

Q4 学校運営等に関して、自由に意見を言うことができますか？

学校運営協議会においては、学校運営の基盤である学校経営方針、教育課程の編成等について、保護者や地域の方々が責任と権限をもって意見を述べることが制度的に保証され、その意見を踏まえた学校運営が進められることが求められています。

学校の運営に関する事項について、校長に対して会議の中で意見を述べることができます。教育委員会に対しては、保護者や地域住民等の代表による「合議体」として、意見書等で意見を述べることができます。

学校の職員の採用その他の任用に関する事項は、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。

Q5 協議会の委員の人数、構成はどうなっていますか。

委員の人数は、1校15人以内とし、任期は一年で再任することができます。学校や子どもたちの課題解決や教育活動の充実に向けて建設的な議論ができる適切な人材が求められます。人選に当たっては、幅広い人材から選出することや男女のバランスにも留意し、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦に基づき教育委員会が任命することとしています。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校を卒業した者その他対象学校に関係を有する者
- (5) 対象学校の校長、副校長又は教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者



関連資料（文部科学省）のご案内

【ホームページ】

「学校と地域でつくる学びの未来」

【URL】

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>



「これからの学校と地域」
コミュニティ・スクールと
地域学校協働活動
(令和2年3月)



「地域学校協働活動」
パンフレット
(令和元年7月)



「コミュニティ・スクール
のつくり方」
(学校運営協議会設置の手引き)
(令和元年度 改訂版)

東大和市教育委員会
教育部 教育指導課
令和6年11月